

目黒区発達障害支援拠点の土曜日開所による相談支援体制の充実について

1 経緯

発達障害者支援法においては、国及び地方公共団体の責務として必要な相談体制の整備が定められ、目黒区保健医療福祉計画及び障害者計画においても、発達障害支援事業の推進を掲げているところである。平成30年4月には障害者計画に基づき、子どもから大人までの全ての年齢を対象として、発達障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、目黒区発達障害支援拠点を開設した。当該施設では、発達障害に関する相談及び本人や家族の支援、発達障害の理解促進のための啓発等を行っている。

特に相談業務では、平成30年度で492件、令和元年で12月末まで459件の延べ相談件数がある中で、19歳以上の利用割合が7割を超え、就労等で平日の開所時間での対応が困難な利用者もいることから、土曜日の開所が求められてきたところである。こうした状況を踏まえ、これまでも個別的な対応を行ってきたが、相談支援体制の一層の充実を図るため、土曜日開所を行うこととする。

2 変更内容

	令和元年度	令和2年度以降
開所日	月曜日から金曜日まで	月曜日から土曜日まで
	祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く	
開所時間	午前9時から午後5時まで	
所在地	目黒区東山2-24-30（東山小学校・東山住区センター内）	

3 主な周知

- (1) めぐろ区報（3月25日号）及び区公式ホームページ
- (2) 障害者団体及び家族会等への周知
- (3) 民生児童委員協議会への周知

以 上